

議案第41号 三田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【趣 旨】

阪神間都市計画地区計画（対中町地区地区計画）の決定に合わせて、地区整備計画の制限の実効性並びに適正な都市機能と健全な都市環境の確保を図るため、当該条例の一部を改正するものである。

【内 容】

①条例の対象区域の追加 【第2条 別表第1関係】

対中町地区地区整備計画区域を追加

②建築物等の制限の追加 【第3条 別表第2関係】

対中町地区地区整備計画区域を追加し、「建築することができる建築物」を規定する。

【施行期日】

令和6年4月1日

【予算措置】

なし

【その他】

都市計画（対中町地区地区計画）の決定年月日 公布日と同日